

「循環型経済システムの高度化に向けて（案）」資料2-3 のパブリックコメントの結果について

平成14年2月
経済産業省
産業技術環境局
リサイクル推進課

1. 結果概要

12月25日から1月25日までの間、「循環型経済システムの構築に向けて（案）」のパブリックコメントの募集を行った結果、71件の意見が寄せられた。

2. 意見提出者の属性等による内訳

意見提出者の属性等については、以下のとおり。

(1) 職業別内訳

	男性	女性	合計
会社員	17	2	19
団体職員	4	2	6
公務員	2	0	2
主婦	0	7	7
学生	2	1	3
無職	4	1	5
不明	8	3	11
企業・団体	18		18
合計	-	-	71

(2) 提出方法別内訳

提出方法	E-mail	FAX	郵送
合計71件	38	21	12

3. 寄せられた意見の概要

【拡大生産者責任と役割分担】

拡大生産者責任と排出者責任との組合せの中で実効的かつ効率的な役割分担及び費用に関するルールを設定するべきとの考え方については、概ね賛同が得られた。

各主体が担うべき役割の詳細については、「流通業者や小売業者が担う役割の検討・整理を行うべき」、「統括的な役割は行政が担うべき」、「EPR導入後も、地方公共団体は回収の役割を補完すべき」等が指摘され

ているところ。

リサイクル費用の徴収方法・時点についての主な考慮要素について概ね賛同が得られたが、不法投棄の防止の効果、確実に費用を徴収できることなどから、販売時徴収とすべきとの意見があった。

廃棄物処理法等の適切な規制改革を推進すべきとする意見が多かった。具体的には、「リサイクルを目的とするものは廃棄物処理法上の廃棄物とすべきでない」、「各種リサイクル法の対象となる使用済製品は、廃棄物処理法上の廃棄物とすべきでない」、「同一のものをリサイクルする場合には、排出源が家庭か事業所かにかかわらずに扱えるようにすべき」、「再生利用認定制度をより柔軟に運用すべき」等が指摘されているところ。

【3 Rの取組を行うべき業種・製品、取組のクライテリアの高度化】

一定水準以上のケミカルリサイクルやサーマルリサイクルの取組を促していくことが必要であるとの考え方については、慎重に対応すべきとする意見やマテリアルリサイクルを優先すべきとの意見が多かった。理由には、LCA手法が確立されていないこと、コスト優先の判断に陥りやすいことなどが挙げられている。一方、廃プラスチックに関しては、サーマルリサイクルを採用すべきとの意見があった。

今後、資源有用性や処理困難性の高い製品など、質的な観点から必要性の高いものについても、3 Rの取組を求めていくことが必要であるとの考え方については、概ね賛同が得られた。

3 Rの取組対象を拡大する際には、「まず、これまでの取組の効果を検証すべき」、「市場動向や技術革新により変化が大きい製品等については産構審リサイクルガイドラインにより柔軟に取り組むべき」等が指摘されているところ。

【製品アセスメント手法の確立・普及及び3 Rの取組の情報提供・コミュニケーション】

製品アセスメント手法の高度化と消費者に対する情報提供方法の確立が必要であるとの考え方については、概ね賛同が得られた。同時に、「国がLCA手法について早急に整備すべき」、「LCA手法によりケース毎に具体的な説明すべき」等が指摘されているところ。

【「リサイクル率」等の定義及び算出方法】

「リサイクル率」等の指標は可能な限り共通化・類型化を図ることが必要であるとの考え方については、概ね賛同を得られた。同時に、「数値

目標の設定に当たっては製品の特性に十分配慮すべき」、「ゼロエミッションの定義が必要」、「容器包装については市町村の取組度合いを示す指標も必要」等が指摘されているところ。

【再生資源・中古製品等の輸出実態を踏まえた対応】

国際的なマテリアルフローの実態把握した上で、必要に応じ適切な国際マーケットの整備について検討することが必要であるとの考え方については、概ね賛同を得られた。

【リサイクル政策のグローバル化及びリサイクル産業の国際展開】

アジア諸国等の循環型経済システムにおける上・下流対応を支援するため、グリーンエイドプラン等の経済・技術協力の活用を図ることが必要との考え方については、概ね賛同が得られた。

【製品輸入に係る措置】

資源有効利用促進法の3R配慮設計の義務対象に輸入事業者も含める方向で検討・調整すべきとの考え方については、概ね賛同を得られた。同時に、判断基準等の詳細を検討するに際して外資系の輸入事業者を参加させるべきとの意見があった。

【消費者に求められる役割】

「製品の使用者かつ排出者であり、製品の購入に当たって選択権を持つ消費者も自らの責任を果たすべき」、「環境・リサイクル学習の充実を図るべき」との考え方については、概ね賛同が得られた。

【循環ビジネスの振興・育成】

新たなルールが経済システムに安定的に導入・定着されるためには、循環ビジネスの育成・振興が課題であり、今後検討を進めることが必要であるとの考え方については、概ね賛同が得られた。

具体的には、「各種リサイクル法の対象となる製品・業種については、そのリサイクル製品を消費者が購入する動機付けが必要」、「システム管理法人に対する法人税等の免除、システム管理上必要な回収率等の調査に対する補助金」、「補助制度の拡充」、「バージン材・環境負荷が高い製品に対して課税すべき」等が指摘されているところ。

【総括】

循環型経済システムの高度化に向けた基本的考え方とアクションプランについては、提出された意見において、概ね賛同が得られた。今後は、アクションプランを着実に実施していくことが必要。

4. 意見を踏まえた中間とりまとめ案の修正

寄せられた意見を踏まえ、中間とりまとめ案について以下のとおり修正を行う。

- (1)費用の徴収方法・時期について、社会全体のトータルコストがミニマムのシステムとすべきとの意見を踏まえ以下のとおり修正を行う。

< 8 ページ 16 行目 >

環境負荷の低減と資源の有効利用という目的が効率的・実効的（取組に要するコストの社会全体としての最小化及び取組による便益の社会全体としての最大化）に達成されるようにしていくことが課題となる。

- (2)地方公共団体の役割として、事業者による回収・リサイクルシステムにおいても、事業者による回収を補完する等のため、収集・運搬の役割を果たすべきとの意見を踏まえ以下のとおり下線部分を追加する。

< 20 ページ 27 行目 >

地方公共団体の役割は、一般廃棄物の処理（収集・運搬を含む。）責任（EPRの導入によっても依然として残る。処理は、自ら、委託又は民営化により実施）や地域のコーディネーター役等として重要である。

- (3)地方自治体の役割として、事業者による回収・リサイクルシステムに使用済製品が適正に乗せられるよう、地域の住民への普及啓発を行うべきとの意見を踏まえ以下のとおり下線部分を追加する。

< 20 ページ 33 行目 >

市町村は、一般廃棄物の処理責任を果たし、使用済製品を適正な回収ルートに乗せるように地域の住民や事業者への普及啓発活動を行うこと等によって、新たに構築された回収・リサイクルシステムが実効的かつ効率的に機能するような役割を果たす

- (4)消費者からの意見を活かすため、お客様窓口等を強化している事業者があることを記述すべき。

< 37 ページ 30 行目 >

そして消費者の選択の幅が広がってくれば新しい製品やサービスも広がってくる。このような消費者から企業への影響力は、製品の購入のみならず、「お客様窓口」等への意見表明によって行使可能である。このように、消費者は循環型経済システムに不可欠のプレーヤーである。

(5) デポジット制度については、十分な費用・便益分析に基づく調査を行うべきとの意見を踏まえ以下のとおり下線部分を追加する。

< 38 ページ 27 行目 >

デポジット、税・課徴金等の経済的ディスインセンティブに関して、実施のための社会的コスト、期待される効果等を含めて調査・検討すべきとの議論がなされた。

(以上)